

川崎市立学校教員長期社会体験研修要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立学校の教員（市費負担教員を除く。）を長期社会体験研修として、企業、社会福祉施設、社会教育施設等（以下「企業等」という。）に派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「長期社会体験研修」とは、1月以上にわたり、教員が派遣先の企業等の業務に参画し、企業等の活動、人材育成の方法等を長期にわたって体験することにより、当該体験を通して幅広い視野でものの見方を体得し、子どもたちの個性を生かす指導等、教員としての力量の向上を図る研修をいう。

(派遣者の勤務条件等)

第3条 この要綱により派遣される教員（以下「派遣教員」という。）は、教育公務員特例法第22条第3項の規定に基づき、派遣期間中、派遣先の企業等を勤務地とする研修として取り扱う。

2 派遣教員の勤務時間その他の勤務条件は、原則として派遣先の企業等の関係規定を適用する。

(対象)

第4条 派遣教員は、原則として年齢49歳以下で、川崎市において5年以上の教職経験を有する教員とする。

(派遣教員の決定)

第5条 派遣教員については、教育長が決定する。

(派遣期間)

第6条 派遣期間は、1年以内とする。

(研修中の災害に対する措置)

第7条 研修中の災害及び派遣先の企業等への通勤による災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定を適用する。

(報告)

第8条 教育委員会は、研修の進捗状況等について必要の都度、派遣教員に報告を求めるものとする。

2 派遣教員は、研修終了後、研修の内容、成果、課題等を研修報告書としてまとめ、当該企業等の長の確認を得て、教育委員会へ提出する。

3 教育委員会が必要と認めた場合、派遣先企業に同様の内容による報告を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 派遣教員は、派遣先の企業等において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項にいう秘密とは、派遣先の企業等が秘密であると明示した事項、その他それを漏らすことが当該企業等の利益を侵害すると客観的に認められる事項をいう。

(給与及び必要経費)

第10条 派遣教員の給料及び諸手当については、川崎市が支給する。

2 派遣教員が、派遣先の業務遂行のために要した旅費等の経費については、派遣先の関係規定に基づいて原則として派遣先が支給する。

3 通勤手当は、派遣先の企業等を勤務地として自宅から勤務地までを川崎市が支給する。

(協定の締結等)

第11条 本研修の実施に必要な細目については、派遣先と調整の上、協定を締結する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本研修の実施に関し必要な事項は、教職員人事課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。